

栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県が交付する栃木県介護人材確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称及び目的は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
栃木県介護人材確保対策事業費補助金	介護人材の参入促進及び資質向上を図り、もって県内における介護人材の確保に資する。	「栃木県介護人材確保対策事業実施要領」（令和7年3月26日付け高対第1177号保健福祉部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 1 介護に関する入門的研修事業 2 介護職員初任者研修実施事業 3 介護支援専門員研修受講費助成事業 4 介護人材キャリアパス支援事業 (1) スキルアップ研修 (2) サービス提供責任者研修 (3) 小規模事業所資質向上研修 (4) 試験対策講座 (5) 高齢者権利擁護推進研修 5 介護ロボット導入支援事業 6 ICT導入支援事業 7 外国人介護人材定着支援事業 8 福祉系高校修学資金貸付事業 9 介護分野就職支援金貸付事業	知事が別に定める基準により算定した額	知事が適当と認める法人・団体、介護サービス事業者及び市町

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県介護人材確保対策事業費補助金	栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1	1 栃木県介護人材確保対策事業費補助金所要額調書 2 栃木県介護人材確保対策事業計画書 3 栃木県介護人材確保対策事業予算書	別紙1 別紙2 別紙3	1 1 1	知事が別に定める日

			4 歳入・歳出予算（見込）書抄 本	任意	1	
--	--	--	----------------------	----	---	--

（補助条件）

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の内容変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- （5） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （6） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （7） 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （8） 補助事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （9） 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- （10） 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（軽微な変更）

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 事業を変更し、又は廃止すること。
- （2） 事業主体を変更すること。
- （3） 事業量の20%を超えて変更すること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、栃木県介護人材確保対策事業費補助金変更承認申請書（別記様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県介護人材確保対策事業費補助金	栃木県介護人材確保対策事業費補助金実績報告書	別記様式第3	1	1 栃木県介護人材確保対策事業費補助金精算書	別紙4	1	知事が別に定める日
				2 栃木県介護人材確保対策事業実績報告書	別紙5	1	
				3 栃木県介護人材確保対策事業決算書	別紙6	1	
				4 歳入・歳出決算（見込）書抄本	任意	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県介護人材確保対策事業費補助金	栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付請求書	別記様式第4	1	額の確定通知書の写し	1	知事が別に定める日

附 則

この要領は、平成27年度分の補助金から実施する。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

「ICT活用普及啓発事業費補助金交付要領」は廃止する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 12 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 26 日から適用する。

別記様式第 1

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者名

年度栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付申請書

年度における栃木県介護人材確保対策事業について、栃木県介護人材確保対策事業費補助金 円を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 栃木県介護人材確保対策事業費補助金所要額調書（別紙 1）
- 2 栃木県介護人材確保対策事業計画書（別紙 2）
- 3 栃木県介護人材確保対策事業予算書（別紙 3）
- 4 歳入・歳出予算（見込）書抄本

別記様式第2

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者名

年度栃木県介護人材確保対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付決定のあった栃木県介護人材確保対策事業費補助金について、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領第6条の規定により変更を承認くださるよう、下記により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

別記様式第 3

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者名

年度栃木県介護人材確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付の決定の通知があった栃木県介護人材確保対策事業費補助金について、栃木県補助金等交付規則第 13 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 栃木県介護人材確保対策事業費補助金精算書（別紙 4）
- 2 栃木県介護人材確保対策事業実績報告書（別紙 5）
- 3 栃木県介護人材確保対策事業決算書（別紙 6）
- 4 歳入・歳出決算（見込）書抄本

別記様式第 4

年度栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令高対第 号で額の確定の通知があった栃木県
介護人材確保対策事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第
18 条（又は第 19 条）の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
名 称
代表者名

関係書類

交付額確定通知書の写し

取引銀行名	口座番号	名義（フリガナ）
銀行	普通・当座	
支店		